

平成 23 年度 国立大学法人北見工業大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

① 入学者受け入れの方針の見直しに関する目標を達成するための措置

a-1 平成 24 年度から導入される新高等学校学習指導要領に対応した入試方法（平成 27 年度入試）の検討を開始する。また、平成 20 年度一般入試から導入した系別募集の成果を検証するため、入学者のデータ等を蓄積するとともに、入試方法・体制等を点検し、必要な改善等を行う。

a-2 入試広報については、これまでも積極的に実施してきた高校訪問、出張講義、オープンキャンパス等の行事を推進するとともに、東北地区における本学独自の進学説明会を本年度も開催する。

b-1 アジア圏からの留学生の大学院への受け入れを行うため、大学院入学に関する留学説明会を開催する。

b-2 平成 24 年度に予定している博士前期課程改組に伴う入学者選抜方法を検討し、実施する。また、博士後期課程入試の入試方法・体制等を点検し、必要な改善等を行う。

② 学部・大学院の継続性の重視に関する目標を達成するための措置

a-1 大学院博士前期課程改組にむけてカリキュラム、規程等を整備する。

③ カリキュラムの見直しに関する目標を達成するための措置

a-1 工学基礎科目、選択科目Ⅲ、共通科目等の科目構成について、引き続き教育改善推進センターにおいて検討を継続するとともに、科目数、科目内容等の見直しを検討する。

b-1 4 セメスター制にふさわしい科目の検討を教務委員会で継続するとともに、科目の抽出を行う。

④ 成績評価に関する目標を達成するための措置

a-1 GPA（グレード・ポイント・アベレージ）の導入等について教務委員会において検討を継続する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 教職員の配置に関する目標を達成するための措置

- a-1 英語以外の補習教育科目についても、退職教員の採用を検討する。
 - a-2 学生の自学自習の体制を整備するため、web を利用した補習教育の導入を検討する。
 - b-1 外国人教員及び女性教員の採用の努力目標の達成に向け、教員公募内容等の検討を進めつつ、採用に努める。
- ② 教育の質を改善するための組織体制の整備に関する目標を達成するための措置
- a1-1 新たな授業アンケートと実施内容について検証を行う。また、学生に対する授業アンケートの結果の公表を検討する。
 - a1-2 引き続き FD を企画し、実施する。
 - a2-1 インターンシップのミスマッチを防ぐための教育支援体制を、就職支援室主導で検討する。
 - a3-1 平成 22 年度実施の実態調査の集計結果をふまえ、SA 制度の導入検討及び TA の教育補助業務を明確化し、見直しを含め運用指針を教務委員会において検討する。
 - b-1 スーパー連携大学院コンソーシアム正会員としてプログラムの共同運営のため、受講生の募集及び科目、共同研究の充実を図る。
 - b-2 「北大パイオニア人材協働育成システムの構築」の連携校として、若手研究人材の育成の協力を継続する。
- ③ 教育についての環境整備に関する目標を達成するための措置
- a-1 平成 22 年度に整備した CALL 教室等で、自由に自習できる IT 環境を維持する。
 - a-2 IT 活用教育支援システムを充実させ、自学自習体制を整備することを検討する。
 - a-3 図書館内で行っているガイダンスとは別に、全学的な規模で文献利用ガイダンスを開催し、文献探索等の支援を図る。
 - a-4 パソコン相談室の利用対象を、教職員のみならず学生まで広げた形での運用を試行する。
- (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- ① 学生支援プログラムの整備に関する目標を達成するための措置
- a-1 大学院博士後期課程進学予定の博士前期課程学生を対象とした入学料、授業料の免除制度について、規程等を学生委員会において整備する。

b-1 KITeco への支援策についての検討結果を、KITeco の活動の支援に反映させる。

b-2 学生支援センター長協力のもと、ピア・サポーターが自主的に組織・運営できる体制を整備する。

c-1 引き続き学生相談の現状を分析し、カウンセリング体制について検討する。

d-1 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により授業料等の納付が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないように、授業料免除等の経済的支援に関する制度の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

① 研究の量的増大・質的向上に関する目標を達成するための措置

a-1 研究の量的増大・質的向上を推進するための教員のグループ化のあり方について引き続き検討し、見直し案の作成、決定を行う。

a-2 学内外研究者に対して、学内共同教育研究施設の利用奨励を引き続き行う。

a-3 高度な研究設備を持った大学・研究機関等との共同研究等の連携を深める。

a-4 寒冷地工学などの本学の特色のある研究について、新たな方式による共同研究の検討を行う。

② 特色ある高度な研究の推進に関する目標を達成するための措置

a1-1 特色のある研究を推進するため、予算獲得の戦略的なプロセスについて、研究組織検討とあわせて議論する。

a1-2 研究推進センターの活性化のため、より効果的な研究成果の発信方法について検討する。

a2-1 特色ある研究に対する支援を進めるため、人的措置、待遇面等での優遇を引き続き行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 組織的研究推進体制の整備に関する目標を達成するための措置

a1-1 「地域連携・研究戦略室」を中心に、「地域連携」「産学官連携」「研究戦略」をより強固なものとするための支援体制を整備する。

a2-1 図書館情報システムの更新に際し、機能を充実させ、より利用しやすいものとする。また、研究支援として、電子ジャーナルや学術文献データベースの

利用拡大を図り、学外から利用できるシボレスを稼働させ、社会に対する貢献として、学術機関リポジトリ「KIT-R」を充実させる。

a2-2 図書館環境整備計画の策定を進める。

b-1 技術員及び非常勤研究員により研究組織の支援体制を強化するとともに、事務の効率化を進める

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

① 教育面での社会及び地域との連携強化に関する目標を達成するための措置

a-1 社会連携教育プログラム検討ワーキンググループ（仮称）を設置し、教育面での社会貢献プログラムについて検討を開始する。

a-2 近郊の中学生を対象として、実験・実習を主な内容とした参加募集型の地域連携事業を試行する。

② 研究面での社会及び地域との連携強化に関する目標を達成するための措置

a-1 地域のニーズに基づいた研究を推進するため、平成 22 年度に作成した「研究シーズ集」の更新を随時行う。

a-2 寒冷域エネルギー・環境、社会基盤技術に関する研究について、地域企業・産業との共同研究等を引き続き推進する。

a-3 研究発表会等を一般公開で開催。また、研究成果のホームページ掲載を引き続き行う。

a-4 地域企業・産業との共同研究等を推進するため、地域のニーズ・課題を調査する。

③ その他社会及び地域等との連携強化に関する目標を達成するための措置

a-1 本学に適した知的財産活動を推進するため、新たな体制を発足させる。

a-2 セミナーの開催等により教職員の知的財産に対する関心を喚起するとともに、取得特許等の社会的活用に向けた活動を引き続き推進する。

a-3 知財関係の規程を整備する等体制の整備を引き続き推進する。

b1-1 本学の立地条件を意識した地域連携を推進するため、近隣大学及び地域の産学官連携組織等との協議を引き続き行う。

b1-2 地域医療問題や食と健康について、関係機関との連携、イベントの開催を引き続き行う。

b2-1 図書館施設の有効利用及び利用者のニーズに合わせた図書館利用規程の見直しを行う。

c-1 国や地方公共団体等の各種審議会や委員会等への積極的な参画や協力を継続するとともに、大学が果たす役割等の検討を進める。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

① 協定締結校を中心とした交流の充実に関する目標を達成するための措置

a1-1 留学生が必要とする情報の把握に努め、パンフレット等の充実や情報提供に引き続き取り組む。

a1-2 アジア圏における交流協定締結校への学生派遣についての取り組みを引き続き進める。

a1-3 留学生受入れに係る情報提供方法の見直しを行う。

a2-1 他機関との連携による国際化、海外派遣を推進する。

b-1 国際共同研究の実施を引き続き行うとともに、国際会議開催を引き続き推進する。

c-1 より効果的な留学生支援の検討を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

① 大学院の教育研究体制の整備・充実に関する目標を達成するための措置

ab-1 博士前期課程の入学定員を決定するとともに、平成 24 年度の改組に向けた手続きを行う。

c-1 各専攻の強化・充実に向けて、専攻内での検討を継続して行う。

② 学内運営組織の見直しに関する目標を達成するための措置

a-1 各種委員会及び学内組織の見直し効果や更なる改善の検討を進める。

b-1 教職員で構成される各センターの業務等に関して、より機動的でかつ効率的な教員、事務職員、技術員の協働体制の構築を進める。

③ 教員人事の適正化に関する目標を達成するための措置

a-1 教員人事の在り方及び教員配置の方向性について、教育研究評議会等において検討を進める。

a-2 教員評価の効率的な利活用の在り方を含めた検討を行い、新しい評価制度を構築・実施する。

b-1 前年度に見直しを行った任期制の再任基準により、適切な管理・運用を進める。

④ 職員人事の適正化に関する目標を達成するための措置

a-1 北海道地区国立大学法人が共同で実施する統一採用試験の活用を原則としつつ、専門的な知識経験を要する施設系技術職や教室系技術職等について、本学独自で選考採用を行う。

b-1 職務別必要資質及びその職員評価制度への反映の検討を進めるとともに、これらを活用した昇任試験の実施について検討する。また、希望降任制度の検討を進める。

b-2 平成 22 年度に制度の検討・改善を行った事務職員評価を実施する。

b-3 技術部技術員に係る評価制度を検討するための委員会を設置し、現在の評価制度の検証及び見直しを行う。

c-1 優れた人材の育成や人事の活性化を図るため、他大学等との従来型の人事交流を継続しつつ、大学、行政機関及び企業との短期間の研修等について検討を進める。

⑤ 学内資源配分の見直しに関する目標を達成するための措置

a-1 施設等の利用実態調査を継続して実施するとともに、その分析を行い結果を公表し改善する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

① 効率的な事務体制の構築に関する目標を達成するための措置

a-1 各課のグループ制及び課を超えたグループ制を一層推進するとともに、更にグループ制で実施可能な業務の検討を進める。

b-1 業務フローチャート及び事務処理マニュアルを作成する。

c-1 これからの国立大学法人職員に必要なスキルを検討し、効果的な研修を実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

① 業務収入の増加を目的とした検討組織の整備に関する目標を達成するための措置

- a-1 大型外部資金の獲得に向けた支援組織を構築するための検討を、新たな研究組織検討の際に併せて行う。
- a-2 積極的な申請を推進するため、新たな研究者支援制度を検討する。
- b-1 地域との連携強化を行うため、各種イベント等で本学の研究シーズや技術を積極的に紹介する。
- b-2 地域との連携強化を更に進めるため、大学発地域連携プロジェクトの検討を行う。
- c-1 施設・設備及び人的資源の有効活用のため、大学の施設設備を利用した共同研究等を推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

- a1-1 総人件費削減目標を達成するため、引き続き人件費削減に努める。
- a2-1 (なし)

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

① 管理的経費の節減に関する目標を達成するための措置

- a-1 「管理的経費削減に係る行動目標」を策定し、行動目標に基づく経費削減を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① 資産の有効活用に関する目標を達成するための措置

- a-1 これまで行ってきた長期の資金運用に加え、資金状況を適切に把握した上で、新たに短期の資金運用についても実施する。
- b-1 不要設備等の整理によって生じる空きスペースの有効利用を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- a1-1 ISO14001 環境マネジメントシステムを継続するとともに、環境マネジメントシステムを改善・充実するための方策について検討し、実施を図る。
- a2-1 平成 24 年度に予定している自己点検・評価のための準備を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

① 情報管理の一元化に関する目標を達成するための措置

a-1 ヴィジュアル・アイデンティティ（V・I）推進タスクフォースの調査検討結果を基に、公式マーク等 V・I 制定作業を推進する。

b-1 学内外の広報媒体を通じ大学情報の発信を推進するとともに、社会に対する説明責任を果たすために、教育情報の公表を促進する。

c-1 関係法令及び学内規則に基づく管理体制を引き続き維持し、情報管理を徹底する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

① マスタープランの見直しに関する目標を達成するための措置

a-1 学内委員会での検討を含め、施設及び設備に係るマスタープランの見直しを行う。

b1-1 施設・設備の利用率調査結果を学内関係部署に周知し、その有効利用を促すとともに、改善状況を含めた利用率調査については継続して実施する。

b2-1 施設設備の集約・管理体制案の作成を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

① 安全管理体制の強化と活動の推進に関する目標を達成するための措置

a1-1 安全衛生委員会において労働災害防止のための検証を行うほか、メンタルヘルスに対する理解・意識向上を目的とした講演会を実施する。

a2-1 ハラスメントに関する知識を教職員に広く周知するため、イントラネットを利用した関連ビデオの常時視聴化を実現する。

a3-1 安全衛生講習会に関するアンケート調査を実施するとともに、作業環境測定システムを充実させるための体制の見直しについて検討する。

② 情報セキュリティ対策の強化に関する目標を達成するための措置

a-1 情報セキュリティポリシーの周知徹底を引き続き行うとともに、セキュリティ対策を強化するためのアンケート調査を行い、必要に応じて情報セキュリティポリシーの見直しについて検討を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

① 法令遵守体制の強化に関する目標を達成するための措置

- a-1 監査室と不正防止対策室が連携することにより、内存するリスクに対して、より効果的な内部監査を実施する。
- b-1 業務フローチャート及び事務処理マニュアルの整備に合わせて、会計事務処理に係る内部統制制度を構築する。
- b-2 不正防止対策室が行ったアンケートの結果をもとに不正防止計画の見直しについて検討を行う。
- b-3 学位審査の透明性・客観性の検討及び運用指針を定め、規程等を教務委員会において整備する。

VI 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

7億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。



X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
小規模改修	総額 18	国立大学財務・経営センター施設費交付金 (18)

注) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 平成 23 年度の常勤職員数 159 人

また、任期付職員数の見込みを 113 人とする。

(2) 平成 23 年度の人件費総額見込み 2,305 百万円 (退職手当は除く)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 23 年度 予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,425
うち補正予算による追加	4
施設整備費補助金	0
補助金等収入	59
国立大学財務・経営センター施設費交付金	18
自己収入	1,296
授業料、入学金及び検定料収入	1,246
雑収入	50
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	214
計	4,012
支出	
業務費	3,721
教育研究経費	3,721
施設整備費	18
補助金等	59
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	214
計	4,012

[人件費の見積り]

期間中総額 2,305 百万円を支出する (退職手当は除く)。

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 1,951 百万円)

※ 運営費交付金収入には、平成 23 年度補正予算 (第 3 号) により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業 (4 百万円) が含まれている。

また、授業料、入学金及び検定料収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

2. 収支計画

平成 23 年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	4,112
業務費	3,616
教育研究経費	882
受託研究費等	141
役員人件費	118
教員人件費	1,665
職員人件費	810
一般管理費	242
財務費用	27
減価償却費	227
収入の部	
經常収益	4,112
運営費交付金収益	2,389
うち補正予算による追加	4
授業料収益	1,095
入学金収益	160
検定料収益	48
受託研究等収益	156
寄附金収益	55
施設費収益	3
補助金等収益	0
財務収益	0
雑益	50
資産見返運営費交付金等戻入	101
資産見返補助金等戻入	21
資産見返寄付金戻入	29
資産見返物品受贈額戻入	5
純利益	0
総利益	0

※ 教育研究経費の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

また、運営費交付金収益には、平成 23 年度補正予算（第 3 号）により措置された東

日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業（4 百万円）が含まれている。

3. 資金計画

平成 23 年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,463
業務活動による支出	3,757
投資活動による支出	163
財務活動による支出	92
翌年度への繰越金	451
資金収入	4,463
業務活動による収入	3,994
運営費交付金による収入	2,425
うち補正予算による追加	4
授業料・入学金及び検定料による収入	1,246
受託研究等収入	156
補助金等収入	59
寄附金収入	58
その他の収入	50
投資活動による収入	18
施設費による収入	18
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	451

※ 資金収入には、平成 23 年度補正予算（第 3 号）により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業（4 百万円）が含まれている。

また、授業料・入学金及び検定料による収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

工学部	機械工学科	320 人	
	社会環境工学科	320 人	
	電気電子工学科	320 人	
	情報システム工学科	240 人	
	バイオ環境化学科	240 人	
	マテリアル工学科	200 人	
	（第 3 年次編入学定員）	20 人	
工学研究科	機械システム工学専攻	32 人	（博士前期課程）
	電気電子工学専攻	32 人	（ " ）
	情報システム工学専攻	32 人	（ " ）
	化学システム工学専攻	28 人	（ " ）
	機能材料工学専攻	20 人	（ " ）
	土木開発工学専攻	40 人	（ " ）
	システム工学専攻	7 人	（博士後期課程）
	物質工学専攻	5 人	（ " ）
	生産基盤工学専攻	6 人	（ " ）
	寒冷地・環境・エネルギー工学専攻	6 人	（ " ）
	医療工学専攻	4 人	（ " ）